

論文

『自由のためのテクノロジー』再考と検証

今村 庸一

【要旨】 イシエル・デ・ソラ・プールが『自由のためのテクノロジー』を著してから30年の時が経過した。1980年代にアメリカのレーガン政権下で進められていた規制緩和や市場開放のもと、エレクトロニック・テクノロジーが情報社会にもたらす「自由」の概念の変化や問題について、ここでは鋭い分析が加えられている。

それから30年が経ち、この本が提起した課題は、今日どのようになっているだろうか。21世紀は、デジタル技術とインターネットが世界中に広まり、情報やテクノロジーの「自由」は、昨今、グローバルな領域で絶えず新たな問題を引き起こしている。

サイバー空間で、テクノロジーがもたらす「自由」と引き換えに、何が失われ、何が負わされるのか、その変化を注視していくことが必要である。

【キーワード】 自由のためのテクノロジー 規制緩和 公正原則 言論・報道の自由

1. 『自由のためのテクノロジー』から30年

アメリカのMIT(マサチューセッツ工科大学)教授だったイシエル・デ・ソラ・プールが、『自由のためのテクノロジー』(Technologies of Freedom)を著したのが1983年。日本では、1988年に出版(東京大学出版会・堀部政男 監訳)されたが、出版当初から大きな注目を集め、メディアや情報の研究者にとっては必読書のひとつとされるようになった。残念なことに、プール教授はその邦訳を待つことなく、1984年に66歳の若さで他界されてしまったが、当時、放送現場でテレビ番組の企画や構成を担当しながら、研究活動に入っていた筆者にとっても、この本からは実に多くのことを学ばせていただいた。

それから30年の歳月が流れ、メディアや情報を取り巻く環境は、目覚ましい勢いで変化を遂げ、21世紀は世界中の人々がインターネット等を介した情報の海の中にいるといっても過言ではな

い。

この30年の間に世界は大きく変貌した。東西の冷戦は終わり、アメリカの一極支配に対する抵抗や摩擦が様々な領域で沸き起こっている。また、中国やインドなど新興諸国の目覚ましい台頭で、先進工業諸国の国際社会での立場が大きく揺らいできている。これは世界史的な視点から見ると、産業革命以降、産業化と市場原理を推進してきた欧米型の近代資本主義社会が、今まさに大きな挑戦を受けているといえるが、現在、その中心的な要素を担っているのが、情報化とテクノロジーの問題である。

プール教授が『自由のためのテクノロジー』の中で触れている「自由」の概念とは、ひとつはアメリカの建国の精神である言論や表現の自由の問題であり、もうひとつは当時全米で進められていた市場原理と規制緩和に関する自由の問題である。周知の通り、アメリカは合衆国憲法の修正第1条において厳格に言論や表現の自由が謳われて

いるが、この自由は新聞・出版などの活字媒体とラジオ・テレビなどの放送媒体では、公共性に関する基本的な考えが異なるという立場がとられていた。ここへ電話やインターネットなどの通信分野のテクノロジーが、広くメディア全体に影響を与えてきたことから、このアメリカの「自由」の概念を再考する必要があるというのが、プール教授の主張でもあった。

それから30年の時の経過は何を意味しているのだろうか。現代における自由とテクノロジーの関係は、どのような課題を有しているのだろうか。

本論では、『自由のためのテクノロジー』が書かれた1980年代と、現在を比較することから、30年の時間経過に見られる情報やテクノロジーに関する問題の推移やその本質を確かめてみたいと思う。

2. 1980年代『自由のためのテクノロジー』の背景と問題の所在

『自由のためのテクノロジー』が上梓されたとき、アメリカは共和党のレーガン政権のときであった。1970年代、ベトナム戦争やオイルショックでアメリカ経済は疲弊し、貿易赤字と財政赤字のいわゆる双子の赤字を背負い込んでいた。戦後世界を牽引し最も豊かな国とされていたアメリカは、国際社会でもその影響力が著しく低下している時期であった。

こうした状況を打破して「強いアメリカ」の復活を標榜したレーガン政権は、極端な高金利政策、ドル高を容認する為替政策、信用供与を拡大するクレジット経済導入など、いわゆるレーガノミックスを掲げて国の再建に乗り出した。その中でも、当時、アメリカの次代を担う産業分野として期待されていたのが、他ならぬエレクトロニック・テクノロジーが開発されていった情報分野だったのである。

『自由のためのテクノロジー』の中で、プール教

授は、まず近年(1980年代)の情報分野に関する「危機の深まり」から議論を始め、「印刷と出版の自由の発展」「エレクトロニクスの隆盛」「憲法修正第1条と印刷メディア」「郵便・通信・電話と憲法修正第1条」「放送と憲法修正第1条」「ケーブル・テレビと電波の希少性の消滅」「電子出版」「自由のためのポリシー」という章立てで論を進めている。この時点で著者の関心は、エレクトロニック・テクノロジーの開発が、アメリカにおいてどのような変化をもたらしているのかということ、それは建国以来の理念としてきた憲法修正第1条にも示されている言論・表現の自由にどのような影響を与えるのかということ、また新聞・出版等の印刷媒体とテレビ・ラジオなどの放送媒体での条件の違いがどのように現れてくるのかということ、そして近年のケーブル・テレビの普及によって放送などのマス・メディアが担っている社会性や規制の根拠がどのように変容するのかということに向けられている。

このことは、例えばアメリカのテレビ放送の例を挙げると理解しやすい。アメリカでは、1970年代までは、ABC、CBS、NBCからなる地上波の三大ネットワークが長期間テレビ市場を独占していた。これに対してケーブル・テレビが全米に普及したことと、オープンスカイポリシーで衛星の利用が商業用にも開放されたことにより、三大ネットワーク以外の専門チャンネルが多数参入し、多チャンネル化がまさに実現している過渡期にあった。従来まで、放送局は希少な電波を使用するという理由から、連邦通信委員会(FCC)の許認可制のもと厚く庇護されていた。しかし、多チャンネル化の波によってその庇護される根拠を失い、三大ネットワークの寡占状態についても、新規事業者からの挑戦を受ける立場に置かれるようになった。そうなるべく広く社会性を担い言論や表現の自由を保障されてきたマス・メディアの特権自体にも疑問が向けられてきたのである。

その顕著な例として挙げられるのが、1987年、レーガン政権の二期目に連邦通信委員会のファウ

ラー委員長が、それまで放送媒体に与えてきていた公正原則を廃止したことである。これにより新しく参入する事業者へ市場を開放すると同時に、マス・メディアの社会的特権や規制も、競争原理のもとで自由市場に委ねる方針を採ったのであった。

この決定は当時、大変大きな論争的となったものだが、現在、インターネットの事業者を考えれば、ある意味、当然の成り行きであったと見ることもできる。現在のネットのプロバイダーは、あくまでも利用者にツールを提供するに過ぎず、その情報の中身について公正原則を適用することは考えにくい。放送市場も自由化されると、その規制緩和と市場原理の導入がもたらす「自由」とは、国家や政府が情報の中身についてまで社会的公正を保障するものではなく、事業者と利用者の責任のもとで公正の判断が委ねられることを意味していたわけである。民主主義の国家では、公正の可否は法によって定められるものだが、その公正とは新たなテクノロジーの開発によって絶えず危機に晒されていることを示すものであり、それは自由と規制の狭間で常に相克を続けるであろう問題でもあるのだ。

この点について、プール教授は『自由のためのテクノロジー』の結びの部分で次のように述べている。

「・・・悪を規制するという民主主義的衝動は、皮肉にも苦悩の原因となる。(中略)しかし、修正第1条が厳然として存在し、それを重要なものと考えている裁判所によって支持されている限り、自由の喪失はあらかじめ運命づけられているわけではない。多元性と個人への権利へのアメリカ文化の傾倒は、エレクトロニック・テクノロジーの柔軟性と豊富性とがそうであるのと同様に、楽観主義の根拠となる。」

「自由のためのテクノロジー」とは、テクノロジーの開発、自由市場の原理、そして民主主義の理念との相関を、どのように捉えるかという大きなテーマを含んでいたことが理解されるだろう。

その後、世界はデジタル技術の開発が進み、インターネットが世界中に広がり、情報産業は国境を越えてグローバル化していった。東西を隔てていたイデオロギーの対立もいつか消滅し、世界は情報化のもとで新たな秩序と覇権を求める世紀に入ったといえる。このような劇的な変化を、すでに1980年代に予見していた『自由のためのテクノロジー』は、今から見ても大変優れた知見を示している。そして30年の時を経過した現在、新たな課題についても、その再考と検証が求められているわけである。

3. 21世紀の自由のためのテクノロジー

『自由のためのテクノロジー』が世に出でから30年。21世紀の現代では、プール教授の提起した問題は、どのようになっているのだろうか。この30年間で、一番大きく変わったことは、デジタル技術の進展のもとで、パソコン、スマートフォンなどが世界中に広がり、そうしたシステムを使って、TwitterやFacebookなどのSNSの利用が普及したことである。このような技術の進歩は、国家や政府によって主導されるものではなく、AppleやGoogleなどの企業の商品開発を通じて行われるものだが、そのデバイス、システム、コンテンツについては、各々の分野で規制と自由を巡った激しい戦いがある。

一方、憲法修正第1条により言論や表現の自由が保障されていると考えられていた新聞や出版などのメディアは、こうしたデジタル技術が開発された結果、経営的には死活問題にもつながる大きな試練に立たされている。長年、地域に根ざして活動を続けてきていたアメリカの新聞社は、インターネットの普及により軒並み経営破綻となり、倒産や事業変更を余儀なくされている。また、出版分野もスマートフォンやタブレット端末で電子書籍が配信されるようになり、従来までの印刷や製本という過程を経ずに利用者へコンテンツが届けられるようになった。電子書籍については、デ

デジタル化に伴う著作権の問題がまだ解決していないところもあるが、書店や図書館という物理的設備を超えて利用者に安価で著作物を届けられるようになると、出版業界も新たな局面を迎えたといえる。

テレビなどの放送分野でも大きな変化があった。すでに多チャンネル化に入っていた放送界では、インターネットの普及に合わせて、テレビとネットの相互乗り入れが試行されるようになり放送と通信の融合が進行している。本来、放送と通信は異なる性格を有するものではあったが、両者の機能を補完し合うことで新たなビジネス領域が開発されることにもなり、インターネットとテレビは益々、多様化・多元化の道を歩んでいる。

そうした中で、かつてプール教授が将来について懸念もし、また楽観もしていた憲法修正第1条に関する件、すなわち言論や表現の自由に関する課題がどうなったのかといえ、率直なところ、事態はさらに混沌とした状況になっていると言わざるを得ない。

この30年の間に、アメリカは大きなふたつの戦争を体験した。1991年の湾岸戦争と、2001年から2003年の同時多発テロ、アフガン攻撃、そしてイラク戦争である。

湾岸戦争のとき、アメリカ政府は徹底した情報統制を行い、現地でのプール（代表）取材や検閲を実行した。その結果、テレビに映し出される映像は死体や血のないクリーンなイメージだけとなり、まるでテレビゲームを見ているような戦争といわれた。この統制に対して大手メディアは政府に猛抗議をしたが、戦時の取材や検閲などのマニュアルを入念に準備していた政府と国防総省の戦略に、言論や報道の自由はかき消された格好となった。

2001年からの同時多発テロからイラク戦争のときは、また事態が変化していた。アメリカ本土が標的になった同時多発テロでは、全米に熱狂的なナショナリズムが吹き荒れた。たとえアフガン攻撃への反対意見があっても少数派として斥けら

れ、攻撃の根拠や影響を検証する作業は限定された。このうちテレビ局でも立場の違いが表面化し、比較的戦争へ批判的だったABCやCNNに対して、より好戦的な意見を全面的に出したFOXなどは、結果としてナショナリズムを煽る報道を行った。かつての公正原則に照らしてみれば問題がありそうな内容であっても、放送局の立場の違いはむしろ容認され、その判断は視聴者に委ねられることとなったのである。このいわゆるFOX効果は、後に問題視されることにはなるが、この場合は国や政府が規制をかけるのではなく、メディア自ら、また視聴者自ら自発的に戦争やナショナリズムに「参加」することになるため、テレビなどの放送媒体の役割や社会的公正を巡っては様々な論議を呼ぶこととなった。

4. テクノロジーがもたらす「自由」の代償

21世紀に入ると、従来までの既存の制度やシステムがいたるところで動揺を見せはじめ、新しい状況下で変更を求められる状況が続いてきている。それは政治や社会状況が変化したというよりも、新しいテクノロジーの開発によって従来の規則や秩序が保てなくなってしまうことによって生じる場合が多い。

もはやインターネットはメディア環境を考える際には大前提となっており、さらに新しく開発されるモバイル端末やデジタル機器にどのように対応すべきかが問われるようになってきている。同時に、自由を獲得したテクノロジーは、社会的、政治的に厄介な問題を引き起こすことも頻発している。

ジュリアン・アサンジが主宰するウィキリークス (WikiLeaks) は、インターネットのハッキング技術を使って国家機密の公文書を無断で公開している。被害にあったものには、アメリカのイラク戦争などの機密文書も含まれていて、アメリカ政府はその対応に追われている。インターネットにおける情報の管理や言論・報道の自由は、誰がど

のように決めるのか。国家を超えた情報に対する自由とテクノロジーの問題がここにある。

2011年に起きた一連の「アラブの春」で、反政府活動に大きな役割を果たしたのが、インターネット上の無名の集団アノニマス（Anonymous）だった。こちらは、匿名性をもった集団が、あるターゲットに対して徹底的にサイバー攻撃を仕掛ける活動を行っている。この組織は世界中の匿名集団なので国家といえども規制や取締りをかけることもできず、長年、独裁体制を築いてきた政府は、ネットを介した民衆の声の前に脆くも退陣を余儀なくされた。これは国家にとっては犯罪行為に当たるものであっても、新しいテクノロジーの「自由な」利用が、国家の法や規制を優越し深刻な事態を招くことを示している。

このように、今日、テクノロジーと自由の問題は、グローバルな問題を内包するに至り、プール教授が『自由のためのテクノロジー』を著した1980年代よりも、現代の状況はさらに複雑で難解なものになってきている。この30年間、テクノロジー開発の中心にあったのはデジタル技術とインターネットの技術であったが、こうした技術が人類の歴史に及ぼした影響は、単なる自由や規制の問題だけではない。それは市場原理や民主主義の、制度的、実務的問題を超え、情報を発信したり管理したりする際の、人間が本来持つべき思想や哲学、また良識や節度に及ぶ問題まで求められる時代になってきているのである。

今後、ますますテクノロジーは発達し、サイバー空間で情報の発信やアクセスは技術的には容易かつ迅速になっていくことだろう。そのとき、人間社会は「自由」と引き換えに何を失い、また何を負わされるのか。その変化をこれからも注意深く見ていく必要がある。

参考文献

- イシエル・デ・ソラ・プール『自由のためのテクノロジー』（堀部政男・監訳）東京大学出版会 1988
- イシエル・デ・ソラ・プール『現代政治学の思想と方法』（内山秀夫・訳）勁草書房 1983年
- アルバート・ラズロ・バラバシ『新ネットワーク思考——世界のしくみを読み解く』（青木薫・訳）日本放送出版協会 2002年
- ダニエル・ベル他『財政赤字——レーガノミックスの失敗』（中谷巖・訳）TBSブリタニカ 1987年
- 今村庸一『光と波のジャーナリズム』サイマル出版会 1993年
- 藤田博司『アメリカのジャーナリズム』岩波書店 1991年
- ウィノグラッド、モーリー／ハイス、マイケル・D.『アメリカを変えたM世代—SNS・YouTube・政治再編』（横江公美・監訳）岩波書店 2011年
- ミッチェル・グレッグ『ウィキリークスの時代』（宮前ゆかり・訳）岩波書店 2011年
- ローゼンバッハ、マルセル／シュタルク、ホルガー『全貌ウィキリークス』（赤坂桃子・猪俣和夫・福原美穂子・訳）早川書房 2011年
- オルソン、パーミー『我々はアノニマス—天才ハッカー集団の正体とサイバー攻撃の内幕』（竹内薫・訳）ヒカルランド 2013年

**Review and Verification of “Technologies of Freedom”
by IMAMURA Yoichi**

[Abstract] It is 30years since “Technologies of Freedom” (by Ithiel de Sola Pool) was published. In 1980's in America, Reagan government took the policy of deregulations and opening markets. There some kind of changes emerged in the concept of “freedom” which had been influenced by the electronic technologies. The author penetratively analyzed these issues in this book, which has been linked with current problems.

In this era, 21st century, what has become of such issues as “Technologies of Freedom”? As you can see, problems as to Technologies of Freedom have been consistently spreading in the global cyber spaces. You have to keep your eyes on what you will lose, or what burden you will carry, instead of getting some kind of “freedom”.

[Key Words] Technologies of Freedom, Deregulations, Fairness Doctrine, Freedom of Press and Speech